

平成30年度第2回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	平成30年 5月25日 午後 1時30分							
閉会日時	平成30年 5月25日 午後 2時50分							
場 所	五島市役所3階大会議室							
農 業 委 員 出 席 委 員 (16名)	1	南 忠明	2	出口 幸博	3	山崎 早苗		
			6	今里 誠一	7	中村 耕二	8	山本 実雄
	9	古里 善秀	10	山下 富雄	11	谷川 基晴		
	13	角田 隆章	14	上村 孝幸	15	岩田 弘孝	16	尾崎 初雄
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (3名)	4	平田 光昭	5	荒木 富男	12	奈留 敏弘		
推 進 委 員 出 席 委 員 (9名)		中村 誠		山田 全		中村 利幸		梁瀬 敏夫
		川口 誠一		平山 勇市		岩谷 聖		小原 英樹
		大石 勝						
欠 席 委 員 (13名)		出口 傳		畑田 幸彦		松本 芳一		藤田 道則
		片町 利則		深松 誠		寺内 和彦		四辻 嘉之
		川端 敏広		吉谷 吾市		坂井 平人		木場 兵次
		野平 莊二						
署 名 委 員	7	中村 耕二	17	林 賢市				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 主査：田中善博 嘱託員：井川勝博							
	分室 富江：伊賀紀子主幹 玉之浦：保家 洋係長 三井楽：野口良美係長 岐宿：月川美香主査 奈留：村木博信係長							

議 題	件 名	結 果
議案第 7 号	農地法第 3 条許可申請に係る意見について	可 決
議案第 8 号	農地法第 4 条・5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について	可 決
議案第 9 号	農地法第 4 条・5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
議案第 10 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
議案第 11 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可 決
議案第 12 号	農業委員会の適正な事務実施について 1 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 2 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画	可 決
議案第 13 号	あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて	可 決
議案第 14 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

上
程
案
件
及
び
処
理
結
果

＝午後 1 時 30 分 開会＝

□事務局長

平成 30 年度第 2 回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、4 番平田光昭委員、5 番荒木富男委員、12 番奈留敏弘委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は 19 名中 16 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、本日は農地利用最適化推進委員 9 名にも出席いただいております。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 30 年度第 2 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第7号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

1ページと2ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

○議長

それでは、議案第7号の1番を審議いたします。

なお、1番と2番については〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇番〇〇委員：退席—

○議長

1番について、事務局の説明を求めます

□事務局

3ページをご覧ください。

議案第7号

1番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑1筆、2筆合計1,748㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇市〇〇〇丁目〇番〇〇〇号 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。

契約内容： 売買 対価2筆合計〇〇万円

次に、5月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第7号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって1番は許可されました。

○議長

次に2番について、事務局の説明を求めます

□事務局

2番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 畑、外畑6筆、7筆合計21,205㎡

譲受人： ○○町○○ ○○番地、 ○○○○ 農業
譲渡人： ○○市○○ ○丁目○番○号 ○○○○ 無職
譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。
譲渡理由： 市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。
契約内容： 売買 対価 7筆合計○○万円

次に、5月17日○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第7号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。

○番 ○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—○番○○委員：出席—

○議長

次に、議案第7号の3番を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

3番 土地の所在地：○○町○○番 畑1筆、2,916㎡

譲受人： ○○町○○番地 ○○○○ 農業兼土木作業員

譲渡人： ○○町○○番地 ○○○○ 無職

譲受理由： 従兄弟より譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 体調を崩し耕作できないので従兄弟に譲り渡す。

契約内容： 贈与

次に、5月17日○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第7号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって3番は許可されました。

○議長

次に、議案第7号の4番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 畑、外畑1筆、2筆合計3,539㎡
譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業
譲渡人： 〇〇市〇〇町 〇〇番〇〇号 〇〇〇〇 無職
譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。
譲渡理由： 市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。
契約内容： 贈与

次に、5月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第7号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって4番は許可されました。

○議長

次に、議案第8号 農地法第4条・第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る

意見について、1番を議題といたします。なお、本案と議案第9号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見についての1番については関連があり、そのほか2番についても一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。5から6ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、7ページをご覧ください。議案第8号の1番をご説明いたします。

本案は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで農地法第5条が許可された案件です。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 124 m²
承 継 者：〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇
当初計画者：〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇
用 途：(変更前) 駐車場・物置用地 (変更後) 倉庫・造園用地
付近状況図、配置図につきましては、議案第9号の1番でご説明いたします。

8 ページをご覧ください。議案第9号の1番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 124 m² 第3種農地

譲受人：〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：倉庫・造園用地

契約内容：贈与による所有権移転となっております。

申請地は、〇〇〇〇から北西へ約 100mに位置し農業振興地域内の農用地区域外にあります。本案は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅が連たんしてる第3種農地です。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、周辺土地とは、石垣及び擁壁を設置しているため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、造園を主な転用目的とすることにより、近傍農地に日照、通風等の影響はなく、営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下及び道路側溝に排出する計画とし、汚水・生活雑排水については、発生いたしません。

9 ページをご覧ください。議案第9号の2番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 504 m² 第2種農地

申 請 人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

申請地は、〇〇〇〇から北へ約 100mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、切土を最高約 50cmの造成工事を施工いたします。隣接部は、コンクリート擁壁を設置し、また、事業敷地内は外構工事等の敷地整備を行いますので、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われまます。隣接農地と十分な距離を確保いたしますので、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。申請地と隣接する同所〇〇番(宅地)161.68 m²を事業併用地とする計画となっております。また、雨水排水は自然流下及び水路放流し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

本案は、おおむね 10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

○議長

次に、議案第8号の1番、議案第9号の1番と2番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第8号の1番と議案第9号の1番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第8号農地法第4条・第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見の1番ならびに議案第9号農地法第4条・第5条の規定による許

可申請に係る意見の1番について、当協議会は去る5月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第8号の1番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番

承 継者：〇〇〇〇

転用目的：倉庫・造園用地

議案第9号の1番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：倉庫・造園用地

議案第8号の1番は、計画変更承認申請はやむを得ないと認められる。

議案第9号の1番の申請地は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅が連たんしている第3種農地である。周辺の農地等に影響は無く、倉庫・造園用地としての転用許可申請は、やむを得ないと認められ、議案第8号の1番の承認申請と議案第9号の1番の許可申請は、農地法第5条の農地転用許可基準により承認相当及び許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第9号の2番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第9号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の2番について、当協議会は去る5月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第9号の2番

所 在：〇〇町〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案の申請地は、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地で市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

○議長

福江地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決は一括して行います。

議案第 8 号の 1 番に対する地区協議会会長報告は、承認相当、議案第 9 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。

地区協議会会長報告のとおり、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号の 1 番は承認相当、議案第 9 号の 1 番外 1 件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

それでは、利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

10、11 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

12 ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田 4 筆、畑 39 筆の計 43 筆で、面積が 77,718 ㎡。所有権移転につきましては、田 11 筆、畑 5 筆の計 16 筆で、面積が 31,068 ㎡となっております。

13 ページをご覧ください。

議案第 10 号

1 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手

利用権を設定する者： ○○○○外 2 名

こちらは共有持分の全員の同意によるものです。

利用権を設定する土地： 畑 6 筆 8,469 ㎡

更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

2 番 1 利用権の設定を受ける者：公益財団法人 ○○○○

理事長 ○○○○

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 田 3 筆

2 番 2 ○○○○ 畑 1 筆

以上 2 番 1 から 2 番 2 の面積合計は、田 3 筆、畑 1 筆で合計 2,559 m²、
全て新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

なお、2 番各号につきましては中間管理事業によるものです。

3 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑 7 筆 11,405 m²

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

4 番 1 利用権の設定を受ける者：株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者：○○○○ 外 3 名

こちらは共有持分の全員の同意によるものです。

利用権を設定する土地：畑 2 筆

4 番 2 ○○○○ 畑 1 筆

4 番 3 ○○○○ 畑 1 筆

4 番 4 ○○○○ 畑 1 筆

4 番 5 ○○○○ 畑 1 筆

4 番 6 ○○○○ 畑 1 筆

4 番 7 ○○○○ 畑 2 筆

以上 4 番 1 から 4 番 7 の面積合計は、畑 9 筆で合計 16,928 m²、
全て更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

5 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者：○○○○ 外 4 名

こちらは共有持分の過半の同意によるものです。

利用権を設定する土地：畑 1 筆

5 番 2 ○○○○ 畑 3 筆

5 番 3 ○○○○ 畑 3 筆

以上 5 番 1 から 5 番 3 の面積合計は、畑 7 筆で合計 12,571 m²、5 番 1 が新規、
5 番 2 及び 5 番 3 が更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

6 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○

代表理事 ○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑 5 筆

6 番 2 ○○○○ 畑 1 筆

6 番 3 ○○○○ 畑 1 筆

以上 6 番 1 から 6 番 3 の面積合計は、畑 7 筆で合計 13,983 m²、全て新規で、
契約内容は賃貸借権となっております。

7 番 1 利用権の設定を受ける者：株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○
利用権を設定する土地： 畑 2 筆 8,998 m²

- 8 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者： ○○○○
利用権を設定する土地： 田 1 筆 2,805 m²
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

引き続き所有権移転の案件についてご説明いたします。17 ページをご覧ください。

- 9 番 1 所有権の移転を受ける者：○○○○ 認定農業者
所有権を移転する者： ○○○○
所有権を移転する土地： 畑 3 筆 7,867 m²
契約内容は売買で、対価は 3 筆合計○○○○円となっております。

- 10 番 1 所有権の移転を受ける者：○○○○ 認定農業者
所有権を移転する者： ○○○○
所有権を移転する土地： 畑 1 筆 1,864 m²
契約内容は売買で、対価は○○○○円となっております。

- 11 番 1 所有権の移転を受ける者：○○○○ 認定農業者
所有権を移転する者： ○○○○
所有権を移転する土地： 畑 1 筆、田 11 筆 21,337 m²
契約内容は贈与となっております。

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。
議案第 10 号、利用権設定の 1 番から 8 番、所有権移転の 9 番から 11 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号、利用権設定の 1 番外 18 件、所有権移転の 9 番外 2 件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。18 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 10 号 2 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。

1 番 利用権の設定を受ける者：株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○ 認定農業者

利用権を設定する土地： 畑 3 筆 4,994 m²

契約内容は、賃貸借権となっております。

当議案につきましては、平成 30 年 4 月 17 日付で○○○○より農用地利用配分計画の解約通知を受け、今回再配分をした案件となっております。

2 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する土地： 田 3 筆 2,253 m²

契約内容は、使用貸借権となっております。

3 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手

利用権を設定する土地： 畑 1 筆 306 m²

契約内容は、使用貸借権となっております。

以上、1 番から 3 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 11 号農用地利用配分計画に対する意見について 1 番から 3 番については適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意

見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番外 2 件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 12 号 農業委員会の適正な事務実施について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

20 ページをお開き下さい。議案第 8 号農業委員会の適正な事務実施について、平成 21 年 1 月と平成 28 年 3 月に通知された農業委員会の適正な事務実施に基づき取り組むものです。農業委員会の適正な事務実施を図るため、前年度の活動目標及びその達成に向けた活動の点検評価を行い、当該年度の活動計画を策定し、また公表しなければならないとされております。続いて議案の説明をいたします。

21 ページをご覧ください。平成 29 年度の活動目標及びその達成に向けた活動の点検評価案、21 ページでは農業の概要及び農業委員会の現在の体制を記載しております。

22 ページをお開き下さい、担い手への農地の利用集積、集約化について、2 番の平成 29 年度の目標及び実績、集積目標 2435.7ha に対して集積実績 2330.4ha ありました。うち新規実績 146.4ha、達成率は 95.67%。3 番の目標達成に向けた活動実績として、8 月から 10 月に利用状況調査、11 月には意向調査を行い、新規の農地所有適格法人、規模拡大を図る認定農業者等に働きかけを行い、また農地中間管理事業による利用集積を進めた。4 番の目標及び活動に対する評価として、農地所有適格法人、認定農業者等の規模拡大に伴うもので、農業委員の活動及び農地中間管理事業も集積に寄与しており、活動を継続することが必要と評価しております。

23 ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、2 番の平成 29 年度の目標及び実績として、参入目標 5 経営体に対して参入実績が 15 経営体、参入目標面積 5ha に対して実績が 12.7ha となっております。これは 3 条申請で新規に農地を利用権設定又は取得した個人や法人を実績としております。3 番の目標の達成に向けた活動実績として、意欲ある農業者等の情報収集に努め、新規就農手順や利用権設定方法等の説明を行った。また 4 番の目標及び活動に対する評価として、新規就農者及び新規の農地所有適格法人による農業参入が実現できたことは、今後も活動を継続することが必要であると評価しております。

24 ページをお開きください。遊休農地に関する措置に関する評価では、2 番の平成 29 年度の目標及び実績では、解消目標 76ha に対し解消実績 105.3ha で、達成率は 135.55%。3 番の目標達成に向けた活動実績を申しますと、農地の利用状況調査を調査員 41 名の委員の方で 8 月から 9 月にかけて行っていただき、調査結果の取りまとめを 10 月から 11 月に事務局で行っております。農地の利用意向調査を 11 月に実施をし、取りまとめを 1 月から 2 月に行っております。調査数 539 筆、調査面積 56.5ha ございました。4 番の目標及び活動に対する評価として、今後も円滑な利用状況調査を行うとともに、遊休農地の有効利用が図られるよう担い手や農地所有適格法人に対する働きかけが必要と評価しております。

25 ページをご覧ください。違反転用への適正な対応について、平成 28 年度末の違反転用面積は 2ha ございまして、2 番の平成 29 年度の実績も同じく 2ha となっております。3 番の活動実績としまして、委員の日常活動時、地区協議会時、農地利用状況調査時に監視活動を行い、特段の注意を払った。しかし活動に対する評価としまして、解消できませんでしたので、監視活動及び是正指導を強化する必要があると評価しております。

26 ページをお開きください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について、農地法第 3 条に基づく許可事務ですが、平成 29 年度の 3 条申請処理及び許可件数は

44 件でございます。農地転用に関する事務は、平成 29 年度の 4 条 5 条申請受付及び総会で意見を付して処理したものは 74 件でございます。27 ページをご覧ください。3 番の農地所有適格法人からの報告への対応について、管内の農地所有適格法人 25 法人中 25 法人から報告がっております。4 番の情報の提供等について、賃借料情報の調査・提供といたしまして、賃借料件数 668 件を平成 30 年 2 月にホームページ及び農業委員会事務局に備え付けております。農地の権利移動等の状況把握は、調査対象件数 1,963 件の取りまとめを 30 年 5 月に行っております。農地台帳の整備は、台帳で管理している 7,943.5ha を随時権利移動等のデータ更新を行っております。

28 ページをお開き下さい。地域農業者からの主な要望及び対応内容について、農地利用最適化等に関する事務としまして、5 項目について 2 月に農業者との意見交換会を開催し、2 月の総会で議決後、市長へ意見書の提出をしております。事務の実施状況の公表は、総会等の議事録の公表についてはホームページに公表しております。農地利用最適化推進施策の改善についての意見ですが、先程の市長への意見書の提出件数 1 件を記載しております。活動計画の点検評価の公表については、ホームページに公表しております。本年も 6 月末までに公表をする予定です。

29 ページをご覧ください。次に平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案をご説明いたします。このページでは、農家・農地等の概要及び農業委員会の現在の体制について記載しております。

30 ページをお開きください。担い手への農地の利用集積、集約化について、2 番の平成 30 年度の目標及び活動計画として集積目標面積 2,412.4ha、うち新規集積目標面積 82ha、活動計画として、農地中間管理事業及び国・県の補助事業の周知を行い、規模拡大農家、農地所有適格法人への利用集積を図る。7 月から 11 月に農地集積推進に向けた農地の管理、利用状況等について意向調査と利用集積活動を行う、としております。次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、2 番の平成 30 年度の目標及び活動計画として、参入目標数を 6 経営体、参入目標面積を 3ha、活動計画として、後継者及び新規就農者の掘り起こしを進めるため、年間を通して情報収集、発信に努めるとしております。

31 ページをご覧ください。遊休農地に関する措置として、平成 30 年度の目標及び活動計画について、遊休農地の解消目標面積 76ha、活動計画として農地の利用状況調査を農業委員、推進委員の方 41 名で調査していただいて、調査時期を 7 月から 8 月、事務局での調査取りまとめを 9 月から 10 月に予定しております。調査方法は、管内全域を調査区域とする、委員及び最適化推進委員が、地区の耕作状況を一筆ごとに現地確認をし、分類しながら把握する。また農地の利用意向調査を 10 月から 11 月に行つて、事務局での調査結果の取りまとめを 12 月から 1 月に計画しております。違反転用への適正な対応としまして、2 番の平成 30 年度の活動計画として、7 月から 8 月の農地利用状況調査時に併せた農地パトロールの実施、現確認分の是正へ向けて随時聞き取り調査などを行う、広報誌での周知を行うと計画しております。

以上が平成 29 年度の点検評価及び平成 30 年度の活動計画です。数値等に変更がありましたら修正して 6 月末までに県への報告及びホームページで公表したいと思っております。説明は以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 12 号農業委員会の適正な事務実施について、

- 1 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、
- 2 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、
原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号 農業委員会の適正な事務実施について、

- 1 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、
- 2 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、
原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 13 号 あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

32 ページをお開き下さい。議案第 13 号 あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて
ご説明いたします。

本件は、現在のあっせん譲受け等候補者名簿が作成後、約 1 年を経過したので見直しを行う必要があるため提案するものです。あっせん譲受け等候補者名簿は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者を登録した名簿であり、五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領第 3 項の規定により作成するように定められております。あっせんの相手方の要件については、同要領第 2 項第 1 号に定められており、要件の 1 点目は『その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積が別表第 1 に定める基準面積を超えるものであること。』、2 点目は『その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。』、3 点目は『その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。』となっております。

また、このあっせん譲受け等候補者名簿に登載されますと、農業経営基盤強化法に基づく農用地の利用集積を行い、農用地の所有権移転をすることができます。この場合、その後の名義変更の手続きを嘱託登記として市で代理して行いますので、司法書士などの代理人に依頼する場合に比べまして手数料等が軽減できるメリットもございます。なお、本案につきましては 5 月 16 日から 18 日、各地区協議会において審査していただいております。その結果を 35 ページから 63 ページの名簿に掲載しております。各地区ごとの候補者数は 34 ページに記載のとおり、大津・奈留地区 43 人、福江地区 84 人、崎山地区 107 人、本山・大浜地区 111 人、富江地区 79 人、玉之浦地区 16 人、三井楽地区 80 人、岐宿地区 15 人、山内地区 73 人、合計 608 人となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

それでは採決いたします。

議案第 13 号 あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについては、原案のとおり、可決することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号 あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについては、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 14 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 14 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。64 ページをご覧ください。

平成 26 年 4 月施行の改正農地法により、遊休農地に関する措置が変更され、農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとされました。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。

65 から 69 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。今回非農地と判断されたものは、田 42 筆、畑 40 筆で、合計面積は 62,099 m²となっております。

4 月からの累計は、田 64 筆、畑 90 筆で合計面積は 129,487 m²となっております。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 14 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。

○議長

次に報告・協議事項に入ります。事務局より報告願います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 会議等報告・予定について
2. 平成 30 年度農業委員会重点活動について
3. 農地改良その他
4. その他.

○議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これもちまして、平成 30 年度第 2 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。

＝午後 2 時 50 分 閉会＝